

令和6年度 沼津市中央公園再整備詳細設計他業務委託  
契約候補者選定に係るプロポーザル 参加要領

## 1 目的・趣旨

中央公園（以下、本公園という。）は、開園から約50年が経過し、施設の老朽化が目立つとともに「トイレの位置」や「南側広場との高低差」という課題があるため、中心市街地まちづくり戦略と併せ、市民が利用しやすい公園を再整備する必要がある。

本業務は、再整備基本計画に基づき、利用者にとって利便性向上や効果的な使い方ができる再整備のために、本公園の詳細設計を行うことを目的とする。

業務の実施については、十分な経験とノウハウ、客観的かつ専門的な情報収集分析など、高度な専門性が求められるとともに、新たな視点や社会資源の活用の企画提案とその検討を行う積極性が求められるため、プロポーザル方式（※）により契約候補者を選定する。

この要領は、「令和6年度 沼津市中央公園再整備詳細設計他業務委託 契約候補者選定に係るプロポーザル」の実施及び参加方法について、必要な事項を定めるものである。

※もっとも優れた提案をした者を本要領に従い契約候補者として選定し、契約候補者の提案内容を踏まえた仕様書を別途調製の上、地方自治法施行令167条の2第1項第2号による随意契約を締結するものである。

## 2 契約の概要

- (1) 業務名 令和6年度 沼津市中央公園再整備詳細設計他業務委託
- (2) 業務内容 別紙「令和6年度 沼津市中央公園再整備詳細設計他業務委託 公募仕様書」のとおり
- (3) 履行期間 契約日から令和7年3月28日（金）まで
- (4) 契約金額 提案限度額 28,093,000円（消費税及び地方消費税を含む）

## 3 問い合わせ・書類提出先

沼津市役所都市計画部緑地公園課

（〒410-8601 沼津市御幸町16番1号 沼津市役所内）

担当：渡邊、國澤

TEL：055-934-4796

FAX：055-933-1412

E-mail：ryokuti@city.numazu.lg.jp

## 4 参加資格

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

なお、契約候補者の選定後から契約締結までの間において、次に掲げる要件のいずれかを満たさなくなった場合は、契約候補者の選定を取り消すことがある。

- (1) 沼津市工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱（平成4年7月1日施行）の規定による入札参加停止等の措置を受けていないこと。

- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づく更生手続き開始の申し立て（更生開始の決定を受けている者を除く）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく再生手続き開始の申し立て（再生手続き開始の決定を受けている者を除く）がなされていないこと。
- (4) 沼津市暴力団排除条例（平成 24 年沼津市条例第 22 号）に規定する暴力団員等でなく排除等の措置を受けていないこと。
- (5) 国税及び沼津市税の滞納がないこと。
- (6) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定による一級建築士事務所登録を行っていること。
- (7) 過去に、設計又はデザイン監修業務（デザインに関するアドバイザー業務を含む。）を実施した公共事業について、日本建築学会等の建築に関する賞及び土木学会デザイン賞の受賞歴を有していること。なお、グッドデザイン賞又はランドスケープコンサルタンツ協会賞等の受賞歴がある場合は加点することとする。（受賞歴表（様式 2）、受賞歴は個人・法人・団体の別を問わないこととする。）
- (8) 本業務に関して以下の条件を満たす管理技術者・照査技術者各 1 名以上を当該業務に配置できること。

管理技術者：登録ランドスケープアーキテクト（以下「RLA」という。）、技術士（総合技術監理部門（都市及び地方計画）又は建設部門（都市及び地方計画）又はシビルコンサルティングマネージャー（以下「RCCM」という。）（造園又は都市計画及び地方計画）の資格を有する者とする。

照査技術者：RLA、技術士（総合技術監理部門（都市及び地方計画）又は建設部門（都市及び地方計画）又は、RCCM（造園又は都市計画及び地方計画）の資格を有する者とする。

なお、照査技術者は管理技術者又はその他の技術者を兼ねることができない。

- (9) 管理技術者・照査技術者とは別に複数名の担当技術者として、豊富な業務経験を持つ者を配置できること。また、建築部門については、一級建築士の資格を有している者を配置できること。
- (10) 平成 26 年度以降に、国又は地方公共団体において、本事業と同規模以上の公園・広場の新築又は改修の設計業務（基本設計又は実施設計業務をいう。）を受託し、地域住民や関係団体等との協働による内容を実施し、業務を完了した実績があること。同種・類似業務実績表（様式 3）にて実績として認めるか否か判断するので、できるかぎり詳細に記載すること。
- (11) 2 以上の者が共同体を結成して申請することを認める。その場合は、共同体として上記（1）～（10）条件を満たし、かつ以下の要件も満たさなければならない。
  - ① 構成員は共同体の代表者となる者を決め、代表者は全体の意思決定や管理運営等に全ての責任を持つこと。
  - ② 参加申込み以後における、代表者及び構成員の変更は原則として認めない。
  - ③ 代表者とならない構成員にあっては、代表者に代表権を委任する旨が記載されている委任状を提出すること。
  - ④ 参加申込み時に、共同体を結成したことが分かる協定書又はこれに準ずるものの

写しも提出すること。なお、協定書等には、構成員の役割分担が詳細かつ明確に記載されていること。

⑤各構成員は、複数の共同体の構成員となることはできない。

## 5 契約候補者選定スケジュール

内容	期間
参加要領等の公表	令和6年5月15日(水) ホームページに掲載
質問の受付	令和6年5月15日(水)から 令和6年5月20日(月)まで 17時必着
質問の回答	令和6年5月22日(水) 17時までにホームページに掲載
参加申込等	令和6年5月27日(月)まで 17時必着
第一次審査(書類審査)	令和6年5月28日(火)
第一次審査結果通知	令和6年5月31日(金) 15時までに電子メールで
企画提案書等の提出	令和6年6月3日(月)から 令和6年6月17日(月)まで 17時必着
第二次審査(プレゼンテーション)	令和6年6月21日(金) 予定
審査結果の通知	令和6年6月26日(水) 予定
契約締結	令和6年7月上旬

## 6 質問受付・回答

### (1) 質問方法

本業務委託の内容等についての質問は、質問受付期間中に、電子メール・FAX等(様式任意)により提出する。会社名、担当者名、電子メールアドレス、電話番号、FAX番号を併記すること。質問提出先は「3 問い合わせ・書類提出先」のとおり。

なお、プロポーザル実施手順等についての質問は随時電話等で受け付ける。

### (2) 回答方法

業務の内容等に関する質問については、質問者匿名にて沼津市ホームページ上で回答を掲載する。

## 7 プロポーザルへの参加申込

以下の書類をプロポーザル参加申込の期間中に「3 問い合わせ・書類提出先」へ提出(郵送可)すること。ただし、沼津市入札参加資格者名簿に登録されている事業者は、(5)(6)(7)(8)は不要とし、共同事業者を結成した事業者は、(11)及び(12)を提出すること。

なお、参加申込後、参加を取りやめる場合は企画提案書等の提出期限までに参加辞退届(様式4)を提出すること。辞退しても今後不利な扱いを受けることはない。

(1) 参加申込書 1部(様式1)

(2) 受賞歴表 1部(様式2)

内容が確認できる資料を添付

- (3) 同種・類似業務実績表 1部(様式3)  
内容が確認できる資料(契約書・仕様書等の写し)を添付
- (4) 会社概要 1部(様式は任意だが1種類とする。パンフレット等でも可)
- (5) 暴力団又は暴力団員等でないこと等に関する表明・確約書(様式5) 1部
- (6) 登記簿謄本等 1部(申込日から3か月以内に発行されたもの)
  - ・法人登記している場合・・・履歴事項証明書
  - ・個人事業者の場合・・・代表者身分証明書
- (7) 財務諸表 1部(直近事業年度の「貸借対照表」、「損益計算書」、「株主資本等変動計算書」)
- (8) 納税証明書 各1部(申込日から3か月以内に発行されたもの。課税のあるもののみ提出。)
  - ①沼津市法人市民税納税証明書(最新の事業年度のもの)
  - ②沼津市固定資産税納税証明書(最新のもの)
  - ③国税納税証明書(「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について)
    - ・法人登記している場合・・・「その3」又は「その3の3」
    - ・個人事業者の場合・・・「その3」又は「その3の2」
- (9) 工程表 1部(様式6)
- (10) 実施体制調書 1部(様式7)
- (11) 共同事業者協定書の写し 1部(様式自由)
- (12) 代表者への代表権委任状 1部(様式自由)
- (13) 本業務に対する自社の強み 1部(様式自由)

## 8 企画提案書等の提出

第一次審査通過者は、以下の書類を企画提案書の提出期間中に「3 問い合わせ・書類提出先」へ提出(郵送可)すること。

- (1) 提出書類
  - ①企画提案書提出届 1部(様式8)
  - ②企画提案書(様式自由)
  - ③見積書(様式自由、押印不要)
- (2) 企画提案書等の規格  
企画提案書等の提出書類は以下の点に注意し作成すること。
  - ①「(1)提出書類」のうち、②、③については、すべて自社名を入れず(入っている場合は受け付けない)、第一次審査結果に記載した各参加者へ割り振ったアルファベットを各書類の1ページ目の右上に挿入すること。
  - ②「(1)提出書類」のうち、②、③については、この順に左綴じしたものを1部とし、これを7部提出する。
- (3) その他、注意事項
  - ①企画提案書について、A4判片面10ページ以内(表紙・目次・中表紙を除く)で作成すること(A3判による折込みも可能とするが、A3判は2ページカウントとする)。また、用紙は縦又は横のいずれかで統一することとし、文字は10ポイント以上

とする。

②見やすいもの、わかりやすいものとする。特に実施方法は、具体的に説明し、手順等を簡単なフローなどで示すこと。

③本要領に示す業務委託の目的・趣旨を達成するため、提案限度額の範囲でできる限りの提案をすること。また、本件の契約候補者選定においてプロポーザルを採用する点に鑑み、業務概要に示す本市の要求事項にとらわれず、参加事業者の専門性を生かした指摘や提案に努めること。

④見積書は、提案する実施項目の費用が分かるように内訳を記載すること。

⑤提出書類に不備がある場合は、訂正を求めることがある。その場合、提出期限までに訂正がなければ失格とする。なお、提案内容については、提出後の修正や追加は一切認めない。

## 9 提案する内容

「沼津市中心市街地まちづくり戦略」及び「沼津市中央公園再整備基本計画」を考慮した上、「令和6年度 沼津市中央公園再整備詳細設計他業務委託 公募仕様書」の業務内容に示す部分について提案し、下記の事項を明らかにすること。なお、都市公園法第5条の設置管理許可制度を用いて、本公園内にて民間事業者による収益施設を設置する予定であるため、建物配置については、それを考慮したうえで提案すること。

- (1) 地域住民及び企業、団体等が積極的に関わることができる個別施設設置等のアイデアや仕組み及び愛着を持ち続けることができる全体デザイン
- (2) 円滑な公園管理及び経費縮減を可能とする工夫やアイデア
- (3) その他、独自の提案

## 10 選考

### (1) 選考方法

企画提案書等提出書類及びプレゼンテーションの内容を基に、「令和6年度 沼津市中央公園再整備詳細設計他業務委託 契約候補者選定委員会」において総合的に評価を行い、契約候補者を選定する。ただし、それぞれの合計点数の平均が6割を超えるものがいなかった場合は、契約候補者を選定しない。

#### ①第一次審査（書類審査）

・7に示す提出書類について、審査委員会において上位4社を選定し、すべての提案者に対し、その結果を通知する。

・提案者が4社以内の場合は、第一次審査は実施せず、すべての提案者を第一次審査通過者として取り扱う。

#### ②第二次審査（プレゼンテーション）

・8に示す企画提案書により、プレゼンテーションによる審査を行い、最優秀提案者を選定し、第二次審査対象者に対し、その結果を通知する。

・発表時間等は1参加者につき30分程度（質疑含む）を予定している。日時、会場、当日のプレゼンテーションの順番等は、第一次審査結果時に併せて通知する。プレゼンテーションにスライドを使用する場合は、参加申込の際に申し出ること。

また、パソコンは各自で用意すること。なお、プロジェクタ・スクリーンは市で用意する。

プレゼンテーションの際には、自社名を明かしてはならない。

## (2) 評価項目

別表「評価項目」のとおり。

## 11 選考結果の通知

契約候補者選定後、すみやかに沼津市ホームページ上にて結果を公表する。なお、審査結果に関する問い合わせ及び異議については受け付けない。

## 12 参加者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 企画提案書等の提出期間中に提出しなかったとき
- (2) 選考会指定時間に来場しなかったとき
- (3) 「4 参加資格」を満たさなくなったとき
- (4) 提出書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき
- (5) プレゼンテーションにおいて虚偽の説明をしたとき
- (6) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為があったと市長が認めたとき

## 13 契約

市は契約候補者と協議し、契約候補者が提案した内容を反映した仕様書を調整のうえ、契約を締結し、速やかに契約結果を沼津市ホームページ上で公表する。なお、本プロポーザルは参加事業者の企画力、提案力、業務遂行能力などを審査するものであるから、仕様については契約時に再度精査するものとする。

ただし、選定された事業者が以下の規定するものに該当することになった場合は、契約を締結しない。なお、この場合は次順位の者と協議するものとする。

- (1) 「4 参加資格」を満たさなくなったとき
- (2) 提出書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき
- (3) プレゼンテーションにおいて虚偽の説明をしたことが判明したとき
- (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為があったと市長が認めたとき

なお、契約書は、沼津市ホームページに掲載してある「沼津市業務委託契約約款」を含めるので、事前に確認をしておくこと。

(ホームページ > 事業者のみなさんへ > 入札情報・契約 > 建設業関連以外業務委託 > 「沼津市業務委託契約約款 (PDF)」)

## 14 契約締結後

契約者は、市との協議のもと、速やかに実施計画書（実施体制、連絡体制、工程など）を作成し、市の承認を得ること。

## 15 提出書類の取扱い

- (1) 提出書類の著作権は参加者に帰属する。ただし、沼津市が本件の報告、説明、公

表等のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとする。

- (2) 本案件に係る情報公開請求があった場合、提案内容やノウハウ及び提案への評価に関する部分を除き、沼津市情報公開条例に基づき、提出書類を公開する場合があるものとする。
- (3) 提出書類は一切返却しない。

## 16 その他

- (1) 本件参加に係る費用は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 提出書類における記名・押印は、すべて沼津市競争入札参加資格者名簿（業者名簿）に登録のある者については登録のとおりとし、登録のない者については契約の権限を有する代表者のものとする。
- (3) 1団体につき提案は1つとし、複数の提案は不可とする。また、単独で参加した団体がほかのグループの構成員となることや、1団体が複数のグループにおいて同時に構成員となることも不可とする。
- (4) 今後、本業務の受託者が、施工時のデザイン監理を行うことを想定している。（ただし、本内容は、デザイン監理に関する予算確保が出来た場合に限る。）

別表 評価項目

評価項目 【①第一次審査（書類審査）】		配点	評価点	合計配点
(1) 業務遂行能力	①日本建築学会等の建築に関する賞及び土木学会デザイン賞の受賞歴を有しているか。（グッドデザイン賞又はランドスケープコンサルタンツ協会賞等の受賞歴を有している場合は高評価とする。）	10		50
	②同種業務の十分な実績があるか	10		
	③業務執行過程が明確にスケジュール化されているか。	5		
	④配置予定者の専門性は十分か、また、豊富な業務経験を持つ担当者が配置され、業務を円滑に進められる体制となっているか。	10		
	⑤業務を進めるにあたっての独自の強み等があり、これらの強みが発揮される体制となっているか。	15		
				50

※ただし、合計点数の平均が6割を超えるものがいなかった場合は、契約候補者を選定しない。

評価項目 【②第二次審査（プレゼンテーション）】		配点	評価点	合計配点
(2) 企画提案力	①業務の趣旨を的確に理解し、仕様書で定めた業務内容について全てを網羅された適切な提案となっているか。	5		50
	②沼津市中心市街地まちづくり戦略及び沼津市中央公園再整備基本計画等を熟知し、本市および本公園の特徴、現状、課題などが十分理解した提案となっているか。	5		
	③地域住民及び企業、団体等が積極的に関わり、愛着を持ち続けるデザインが期待できるか。	15		
	④地域住民及び企業、団体等が積極的に関わり、愛着を持ち続けられる公園施設のアイデアや仕組みが期待できるか。	15		
	⑤円滑な公園管理及び経費削減を可能とする工夫やアイデアが期待できるか。	10		
				50

※ただし、合計点数の平均が6割を超えるものがいなかった場合は、契約候補者を選定しない。